

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または一部を返戻する制度)を設けています。詳細は下記のとおりです。

記

求職者が入社日より3か月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る)は、紹介料のうち、勤続期間に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとします。(振込手数料は当事業所の負担とします。)また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えたのちに連絡を受けたものに関しては返金しないものとします。

入社後 1か月以内	紹介手数料の70%
入社後 1か月を超え3か月以内	紹介手数料の50%

許可番号	34-ユ-300236
事業所の名称	株式会社エム・ケイ・キャリア
事業所の所在地	広島県三原市大和町下徳良533-1